

# 学 会 彙 報

- 2003年 4月18日 西日本教育行政学会第25回大会プログラムの発送
- 2003年 5月24日 西日本教育行政学会第25回大会開催<ウエル大濠荘 (厚生年金大濠荘)>

## <研究発表>

カリフォルニア州における教育アカウンタビリティ制度に関する一考察  
— J. アダムスとM. カーストの分類に着目して —

酒井 研作 (広島大学大学院生)

中国の高等教育財政における大学運営企業の役割と課題

郭 仁天 (広島大学大学院生)

アメリカにおける都市学校管理職の専門養成の動向と課題

住岡 敏弘 (東亜大学)

鹿児島県における「特別支援教育」施策の動向

堀田哲一郎 (鹿児島国際大学)

大正期臨時教育会議答申にみる私立大学政策

森川 泉 (広島修道大学)

- 2003年 7月 1日 『教育行政学研究』第24号の刊行

## <研究論文>

学校在籍中に身体障害を持った児童生徒の学校生活における問題と支援について

白石 淳 (北海道浅井学園大学)

School-Based Management政策と学区教育委員会の役割転換

— Wohlstetter等の政策評価研究を基にして —

柳林 信彦 (筑波大学大学院)

堀 和郎 (筑波大学)

2002年 7月 1日

<研究ノート>

イギリスにおける継続教育行政の特質と課題

— 継続教育財政審議会を中心として —

上原 賢治 (広島県立呉昭和高等学校)

<文献紹介>

アメリカ教育長とシティ・マネージャーの専門性の比較

西東 克介 (弘前学院大学)

2003年 8月 27日

学会ニュース第46号発行

『教育行政学研究』第25号の投稿申し込み用紙発送

2004年 1月 30日

西日本教育行政学会第26回大会案内, 発表申込書等発送

# 西日本教育行政学会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。

第2条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

1. 会員の研究物及び情報の交換
2. 研究会の開催
3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
4. その他の事業

## 第2章 会 員

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。

第5条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究会を通して、その研究を発表することができる。

第6条 会員は、会費を負担するものとし、**会費は年額6,000円とする。**

第7条 会員のうち、3年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

## 第3章 役 員

第8条 1) 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、理事（4名）、監査（2名）、幹事（若干名）

なお、副会長は複数置くことができる。

2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。

第9条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第10条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。

2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長のもとで会務を補佐する。

第11条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。

第12条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で召集するものとする。

第13条 1) 役員の前任期は2年とする。ただし、重任を妨げないものとする。

2) 任期途中で役員交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第4章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年の大会開催日に始まり、翌年の大会前日に終わる。

## 第5章 研究会及び研究物の交換

第17条 研究会は、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

## 第6章 機関誌発行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規程は別にこれを定める。

## 第7章 雑 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における出席会員の3分の2以上の同意によって行なわれる。

### 附 則

本会則は、昭和54年4月1日より施行する。

### 附 則 (平成15年5月24日一部改正)

本会則は、平成16年5月15日より施行する。

### 附 則 (昭和55年11月9日一部改正)

本会則は、昭和56年4月1日より施行する。

### 附 則 (昭和56年11月23日一部改正)

本会則は、昭和57年4月1日より施行する。

### 附 則 (昭和57年11月13日一部改正)

本会則は、昭和57年11月13日より施行する。

### 附 則 (昭和60年12月7日一部改正)

本会則は、昭和60年12月8日より施行する。

### 附 則 (昭和60年11月15日一部改正)

本会則は、昭和62年4月1日より施行する。

### 附 則 (昭和62年11月14日一部改正)

本会則は、昭和63年4月1日より施行する。

### 附 則 (平成元年11月18日一部改正)

本会則は、平成2年4月1日より施行する。

### 附 則 (平成8年5月18日一部改正)

本会則は、平成8年5月18日より施行する。



## 西日本教育行政学会機関誌刊行規程

1. 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年1回刊行する。
2. 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、会員の研究紹介・文献紹介をも掲載することがある。
3. 機関誌に研究論文を掲載しようと望む会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。
4. 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。  
編集委員会は、中国・四国地区2名・九州地区2名によって構成される。  
編集委員の任期は2年とする。但し再任を妨げないものとする。
5. 編集委員会は、レフェリー制にもとづいて投稿論文を審査する。
6. 「教育行政学研究」原稿執筆要領の2に定める枚数をこえる分、ならびに図表については、その印刷実費を執筆者から徴収することがある。
7. 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする。

### 「教育行政学研究」原稿執筆要領

1. 論文原稿は未発表のものに限る。
2. 論文原稿は、400字詰め原稿用紙30枚以内とする。
3. 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。なお、日本語ワープロの場合は1ページ45字×38行の7ページ以内とし、A4の用紙に打ち出した原稿とフロッピーの両方を提出するものとする。
4. 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
5. 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
6. 外国人・地名に原語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は3字を2画に計算する。
7. 外国語でAbstract(約1365字)を作成し、論文題目の後に挿入すること。
8. 原稿締切は毎年12月15日とする。
9. 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること  
引用法の例 論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁  
単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁

## 編 集 後 記

学会紀要第25号(2004)が完成しましたので、お届けいたします。諸般の事情により刊行が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。

今号には研究論文4本が掲載されております。研究論文はいずれも、編集委員による厳正な査読を経たものです。

「文献紹介」を本号より廃止いたしました。これまでの個々の紹介内容は興味深いものがあったのですが、学会誌にこの種のものを掲載する意義が必ずしも感じられないとの声も少なからずありました。次に述べますように、研究論文執筆者からの印刷費収入がなくなり、学会負担印刷費を抑える必要が出てきたことを機にやめることにいたしました。

「刊行規定」の改正が行われ、研究論文について、本号掲載分から、原則として、執筆者から印刷費は徴収いたしません。これを機に投稿数・掲載数が増えることが期待されましたが、掲載数が4本に留まっています。

次号以降、若手会員を中心に、研究発表の場として積極的に活用していただきたいと思います。

(加治佐哲也 記)

### 『教育行政学研究』第25号編集委員会

委員長 加治佐 哲 也 (兵庫教育大学)

委 員 古 賀 一 博 (上越教育大学)

堀 和 郎 (筑波大学)

松 元 健 治 (広島文化短期大学)

### 教育行政学研究

印 刷	平成16年7月1日
発 行	平成16年7月1日
発 行 者	西日本教育行政学会 〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島748番地 鳴門教育大学 学校改善講座 佐竹研究室 TEL088-687-6259
印 刷 所	グランド印刷株式会社 〒770-0941 徳島市万代町6丁目20-15 TEL088-622-8448



**Studies on Educational Administration**

---

- Kensaku SAKAI : Educational Accountability System in California :  
The Academic Performance Index
- Yen-Wen HSIEH : A Study on the Professional Development of Junior High  
School Teachers in Taiwan : An Analysis of Taichu City's  
Teacher Competencies
- Kazue NAKASHIMA : Public Education and Nursery Schools in England  
— Characteristic of Nursery schools in Education Act of  
1918 —
- Kazuo HORI and Nobuhiko YANAGIBAYASHI  
: An Analysis of Some Characteristics of Superintendents  
affecting the Progress of Education Rerorm  
— Based on a Nation-wide Survey —
- 

**No.25 Jun 2004**

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research